

## 法的思考と科学的思考——「科学裁判」の諸問題

(On Reasoning in Law and Science)

吉良貴之 (KIRA Takayuki) \*1

### 1. はじめに

本稿では、最先端の科学技術が法的論点となる「科学裁判」の問題について扱う。科学の問題が裁判上の争点となることは、古今東西を問わず数多くある。しかし、近年の科学技術の急速な発展は、法と科学の関係に変容を迫っている。たとえば、有害化学物質、遺伝子組み換え食品、ナノテクノロジー、生殖医療、原子力発電など、その対象となりうるものは数多い。本稿で特に問題としたいのは、それらが不確実性 (uncertainty) を伴う点である。ここでいう不確実性とは、その将来的帰結を科学的に予測することが困難、または原理的に不可能であることを意味する。また、その程度や見え方について、その分野の専門家の間でさえ意見が一致しないという意味での不確実性をも含みこむ。

例にあげた様々な科学技術は、将来的にどのような影響をもたらすかが不確実であるため、その差し止めが問題になる場合、司法は難しい判断を迫られることになる。なぜなら、法的判断における事実認定は基本的に、既に生じた被害を賠償するための事後的なものであり、将来的に生じるかもしれない被害を差し止める事前的な判断とは相性がよくない (少なくともそのための判断材料の蓄積が十分でない) からである。

以下では、このような「予防的 (precautionary)」な問題において、法と科学はどのようにして望ましい関係を構築しうるのかを考察する。特に法律家と科学者の思考様式の違いと、裁判の仕組みに関する制度的問題との関係を強く意識することとしたい。それによって、近年急速に増加しつつある、そして東アジアを含め世界的に今後も増加すると思われる「科学裁判」の望ましきあり方を考えるものである。

### 2. 法律家と科学者の協働可能性

#### 2.1 誰と協働すべきなのか——法による科学の正統化

上述のような「不確実な」問題を扱う「科学裁判」においては、法律家と科学者の協力が不可欠である。しかし、問題の不確実性が高まるにつれ、そのような協働はますます困難になっていく。科学者の中で一定のコンセンサスがある「確実な」問題については、司法は科学者共同体の権威と自律性を尊重することも許されるかもしれない。そのような判断は、いわば「敬讓審査 (judicial deference)」の一類型といえるだろう。しかし、専門家である科学者の中でさえ意見が一致していない場合、どの科学者の意見を採用すべきかが問題となる。つまり「誰と」協力すべきかが、すでに問題となっているのである。

ここでは、専門家でさえ判断が分かれる問題を、非専門家である裁判官が判断しなければならないというジレンマがある (中野 2009)。むろん、多くの裁判官には、専門的な科

\*1 常磐大学嘱託研究員、法哲学。jj57010@gmail.com, <http://jj57010.web.fc2.com/>

学トレーニングを受ける機会はない。そのような「素人」の判断が、社会的に重大な影響を及ぼすのであり、これは当の裁判官にとっても過剰な負担となりうる。

また、そのような法的判断によって特定の科学的立場の正統性 (legitimacy) が高められる場合さえもある。いわば、科学的な「専門知」が法的に構成されるのである。そういった場合、科学的立場の優劣は科学者共同体の内部的な自治によって判断されるべきという「科学の共和国 (republic of science)」の観念は、法によって侵食されているとも言えるだろう。法システムと科学システムの相互作用を社会的文脈の中で科学技術社会論 (Science, Technology, and Society; STS) における「法と科学」研究は、そういった事態を精密に分析している (Jasanoff 1995, chap.3)。

## 2.2 科学観の相違

法律家の科学観はしばしば、あまりに「固い」なものとして科学者から批判されている。というのは、科学によって何でもわかるといったように、科学に過剰な期待を寄せ、科学に不確実性が付き物であることが理解されていないということである。そのような法律家の科学観の象徴的な例として、日本の最高裁における、いわゆる「ルンバール判決」(1975年) が引き合いに出されることがある。

訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。(最判昭和50年10月24日、民集28-9, p.1417 強調は吉良)

ここで述べられていることで重要なのは、因果関係の立証にあたって必要なのは後半の「高度の蓋然性」と「真実性の確信」であるということである。最高裁のその立場は本判決以降も受け継がれている。前半の「一点の疑義も許されない自然科学的証明」というのは、科学的因果関係と法的因果関係は異なるというための「話の枕」に過ぎない。現実の科学の営みにおいて「一点の疑義も許されない」証明が求められることはない(仮にそうであるとすれば、たとえば疫学的な因果関係論の余地はなくなってしまう)。しかし、この一言によって、法律家はナイーブで「固い」科学観を持っていると批判され続けている。おそらく、そのような「科学観」を本気で信じている時代錯誤な法律家はほとんどいないだろう。

しかし、本判決のようなレトリックとして、あるいは訴訟戦略を有利に進めるための「ふり (pretense)」として、このような科学観が法律家によって表明されることはある。それが文字通りに受け取られることによって、無用な誤解が生じている。それは「本音と建前」の法実践に特有の区別が理解されないことに原因があるが、そこにはむしろ科学者側の「固

い」法律観が現れているとさえいえるかもしれない。法実践もまた、様々な目的と思惑の混じり合った過程であり、不確実性を免れることはできない。したがって「法律家は科学がわかっていない」「いや、科学者こそ法実践の自律性がわかっていない」というやりとりは不毛である。問題は、そういったすれ違いがなぜ生じるのか、そしてそれはいかにして解消できるのかということである。

### 2.3 科学的な誠実さと訴訟戦略の衝突

高度に専門的な問題が争点になっている裁判においては、当該問題の専門家である科学者を証人や鑑定人として呼ぶことがある。しかし、そこにおける尋問のあり方は科学者にとって非常に煩わしいものであるようだ。それは以下のようなやりとりに現れている (本堂 (2009) の例を簡略化、サイエンスニュース (2011))。

弁護士「英国放射線防護庁の批判は正しいですか？ 正しくないですか？」  
科学者「いや、正しいというか正しくないというか、つまり科学ですからどういう意味で正しいか正しくないかというのをお話ししなければならなくて」  
弁護士「じゃあ、正しいか正しくないかは答えられないというお答えでよろしいんですか？」  
科学者「違います」  
弁護士「じゃあ、どちらですか！」  
科学者「だから、前提条件がないとお話できないということです。科学には妥当性というものがあります。どういう条件で正しいか、どういう条件で正しくないかということをお話しないことには正確な発言ができない」

どれだけ単純な科学的命題であっても、それに先立つメタ言明によって真理条件が確定されないことには真理値が定まらないというのは、多くの自然科学に一般的な、対応説 (correspondence theory) 的な真理観をとる科学者の自然な答えである。したがって、前提抜きに「科学的に正しいか」を問われても答えようがないというのは科学者として誠実な態度である。しかし一方、単純な二者択一を迫るのもまた、当該ケースに勝つことを目的とする弁護士としては、証人に余計なことを話させない (=都合のよいことだけ話してもらう) ための合理的な戦略である。それを選ぶのは弁護士として誠実な態度である——それが法的な誠実さと一致するかどうかはまた別の問題としてもである。

ここでは科学者としての誠実さと、弁護士としての誠実さという、二種類の異なった誠実さが衝突している。法律家 (特に弁護士) の側からすれば、科学者は訴訟を円滑に進めるための法的レトリックを学ぶべきであると主張されるかもしれない。科学者の側からすれば、法律家は「科学の限界」を理解し、科学を超える規範的判断は自分たちが引き受けるものと自覚すべきであると主張されるかもしれない。それは両者が責任を押し付けあっ

ている不毛な状況であるようにも思われる。

### 3. 科学裁判の構造的問題

#### 3.1 裁判における「真実」

「科学裁判」における法律家と科学者のすれ違いは、裁判の「目的」をどのように理解するかによっても生じている。特に民事裁判の場合、その目的は真実の発見や正義の実現といったものによって一般化することはできない。むしろ、真実の発見が裁判の最重要の目的の1つであることは疑いない。しかし、多くの法律家は実際のところ、個別ケースの処理のためにはどのような目的の組み合わせがよいかを考える。最先端の科学技術問題を扱う「科学裁判」は、勝ち負けや真実の発見よりもむしろ、問題を広く社会に向かって訴えかける手段として用いられる場合も多い。このような法律家の、よく言えば柔軟な、悪く言えば「冷めた」見方は、裁判は真実を明らかにし、普遍的な正義を実現する場であると信じる人々をときに驚かすものである。

#### 3.2 当事者対抗主義の限界？

より根本的なものとして、裁判が当事者対抗主義 (adversary system) を採用していることの構造的問題もある。誠実な弁護士は、クライアントにとって不利になるような正義や真実を追求することはない以上、当事者対抗主義のもとでは、上述のように科学的な誠実さと裁判の構造には一定の緊張関係が不可避なものとなる。当事者対抗主義は利害関係を有する両当事者に証拠を競わせることによって、より効率的な真実発見が可能にするものであるはずが、「科学裁判」においては皮肉なジレンマをもたらす原因ともなりうる。

こういった問題が放置されているわけではなく、最近 (2003年) の日本の民事訴訟法・民事訴訟規則の改正では、質問順序の法定 (民事訴訟法第215条の2) や質問項目の整備 (民事訴訟規則132条の4) など、科学者の誠実さに配慮しようという動きも見られる。もっとも、たとえば消費者問題のように「構造的弱者」が明確な種類のものであればともかく、「科学裁判」はまさにその強者／弱者という区分自体が問題となりうる。それは科学的な「不確実性」の捉え方によって見え方が異なる問題だからである。

不確実性の程度や種類にも様々なものがありうるが (Stirling 2010)、新しい科学技術の将来的な危険性を訴え、それを差し止めようとする側は安全について不確実性を強調するのに対し、それを推進する側はむしろ確実性を強調する。いわば、法的な問題の立て方 (フレーミング) によって科学的な不確実性見え方は異なりうる。そうすると、「科学裁判」における科学的な不確実性は、結局のところ法的な不確実性の一部に還元されるものとなるかもしれない。そのような問題を踏まえると、「科学裁判」の性急な職権主義化は危険なものでありうる——ここでは、いかなる専門的判断を採用するかという決定を非専門家である裁判官が行うという2.1で先述したジレンマを想起しなければならない。しかし、だからといって当事者対抗主義のもとで「不都合な科学的事実」 (それは原告側・被告側を問わない)



が明るみに出ないとならば、きわめて不十分な情報下で判決が出されることになる。その社会的影響力は「科学裁判」においてとりわけ大きなものであるだろう。

#### 4. まとめ

以上で述べてきたように、現代の「科学裁判」は何重ものジレンマを抱え込んでいる。それは法律家と科学者のコミュニケーション不全の問題でもあれば、両者の思考様式そのものに起因する問題でもある。また、当事者対抗主義をとる裁判の構造的問題でもある。科学的／法的の不確実性（の捉え方・見え方の相違）は、そのすべてにおいて問題を複雑にするものとなっている。

ここで我々は、「科学裁判」が扱うような問題については司法に過度の期待をするのをやめ、むしろ立法あるいは行政的解決に期待すべきなのだろうか。むしろ、司法への過度の期待は戒められるべきであろうし、また当事者対抗主義の緩和といった方策も場合によっては副作用のほうが大きいかもしれない。しかし、「科学裁判」の役割を過小評価することもまた性急である。たとえばその問題提起機能は、立法過程に健全な形で接続されることもある。また、同種の「科学裁判」の判決の蓄積によって、司法判断が収斂し、それが累積的な正統性を獲得することもあるだろう（中村・近刊）。結局のところ、本稿で指摘した様々なジレンマを踏まえた上で、「科学裁判」の限界をわきまえた「使い方」を模索していくことが有益であるだろう。

#### 【参考文献】

- 吉良貴之・小林史明・川瀬貴之・松原克志（2012）「法的思考と社会構成主義——法哲学と科学技術社会論の協働に向けて」、常磐国際紀要 16号
- サイエンスニュース（2011）「科学と裁判：不確実な科学的状況での法的意思決定」2011年7月15日配信（<http://sc-smn.jst.go.jp/sciencenews/detail/M110001-011.html>）
- 中野貞一郎（2009）「科学裁判と鑑定」日本學士院紀要 63巻3号
- 中村多美子（近刊）『不確実な科学的状況での法的意思決定』
- 本堂毅（2009）「法廷の科学リテラシー」科学技術社会論研究 7号
- Jasanoff, S. (1995) *Science at the Bar: Law, Science, and Technology in America*, Harvard U. P. (渡辺千原・吉良貴之監訳『法廷に立つ科学（仮）』勁草書房、2012年予定)
- Stirling, A. (2010) “Keep It Complex,” *Nature*, vol. 468, 23/30 December 2010.

本稿は、日本科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）委託研究プロジェクト「不確実な科学的状況での法的意思決定（Legal Decision-making under Scientific Uncertainty）」（代表：中村多美子）の成果の一部である。また、プロジェクトメンバー相互の議論に多くを負っている。